

企業脱炭素化支援センター



見える化 (GHG排出量算定サービス導入)補助金のご案内

(公財)静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センターでは、県内事業者の脱炭素化の取組を推進するため、**GHG (温室効果ガス) 排出量の把握並びに削減に資する排出量算定サービス**を導入する事業者に対し、その費用の一部を補助します！

補助対象者

県内に事業所を有する事業者

補助対象サービス (GHG排出量算定サービス)

当センターが登録した排出量算定サービス
(しずおかGXサポート、EcoNiPass、アスエネ、e-dash、Zeroboard
C-Turtle® ファーストカーボン、ScopeX 等) ※詳細HPにて
※令和6年4月1日以降に契約期間が3か月以上を見込む契約をし、
同年の9月30日までに補助金の交付を申請したものを対象とする。

補助対象経費

4月から12月までのサービスの月額使用料

※年間契約等で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料
相当額が対象(初期費用は対象外)

補助金額

補助対象経費の1 / 2

上限額

5万円

令和6年4月1日以降に契約し、利用開始日の属する月から
令和6年12月31日までの期間に支出した合計月額使用料。

募集期間

令和6年4月9日(火)～令和6年9月30日(月) (申請書必着)

補助金申請について

申請手続きは、[企業脱炭素化支援センターHP](#)の以下の申請ページよりお願いいたします。

(公財)静岡県産業振興財団 [企業脱炭素化支援センターHP](#)

[「見える化\(GHG排出量算定サービス導入\)補助金 申請ページ」](#)



静岡県企業脱炭素化推進フォーラムへの登録(入会費・年会費無料)

※補助金申請の際にご登録が必要となります。あらかじめ、ご登録の程お願いいたします。



Q&A

補助対象者について

- Q** 補助対象者は静岡県内に本社のある事業者に限られるか。
- A** 本補助金は、静岡県内に事業所があり、その県内事業所に対して、サービスを導入する場合が対象となります。そのため、本社が静岡県内にない事業者でも、静岡県内の事業所にサービスを導入する場合は対象になります。

補助対象サービス(GHG排出量算定サービス)について

- Q** どの補助対象サービスを導入すればいいか。
- A** 対象となる補助サービスにつきましては、センターHP(「見える化(GHG排出量算定サービス導入)補助金登録サービス一覧」)にて掲載させていただいております。ご確認ください。

補助対象経費について

- Q** サービスの月額使用料の補助対象期間は。
- A** 令和6年4月1日以降に契約し、利用開始日の属する月から令和6年12月31日までです。また、すでにサービスを導入している事業者につきましても新たに契約したサービスであれば対象となります。
- Q** 対象期間のシステム使用料であれば全て全額対象となるか。
- A** 12月の使用料については、令和7年1月14日までに支払いが完了していないものは対象外となります。また、消費税及び地方消費税、契約期間3か月未満の使用料につきましては、対象外です。

募集期間について

- Q** 募集期間前に募集が終了する場合はあるか。
- A** 受付先着順のため、100件達成次第受付を終了させていただくことがございます。

補助金申請について

- Q** 補助金申請の流れは。
- A** ①GHG排出量算定サービスを提供する発注事業者との契約
②「GHG排出量算定サービス導入補助金申込フォーム」へ登録
③申請書等のダウンロード
④申請書等の提出(下記提出先に郵送)
- 補助金の詳細・②のご登録・③のダウンロードにつきましては、申請ページよりお願いします。
- Q** 単年度に同一の事業者が複数回申請することは可能か。
- A** 単年度の複数回の申請は不可とし、申請は1回までとしております。ただし、その1回の申請で複数のIDでの申請および複数のサービス提供者との契約は可とします。

提出先・問い合わせ先

公益財団法人静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4F
TEL：054-273-4437 E-mail：newinnovate@ric-shizuoka.or.jp